

○議長（茅沼隆文）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、これより平成３１年開成町議会３月定例会議（第２日目）の会議を開きます。

午前９時００分 開議

○議長（茅沼隆文）

日程第１ 一般質問を行います。質問、答弁は、簡潔にお願いいたします。

それでは、４番、前田せつよ議員、どうぞ。

○４番（前田せつよ）

皆様、おはようございます。議員番号４番、前田せつよでございます。

通告に従いまして、２項目の質問をさせていただきます。１項目目といたしまして、子どもたちの相談体制のさらなる充実のために。

近年、子どものいじめが後を絶たない。文部科学省によると、２０１７年度に全国で４１万件を超える事案が認知され、過去最多を更新いたしました。文命中学校は、昨年１２月に、生徒、保護者、教職員を対象に教育活動に関するアンケートを実施しております。その中で、生徒支援の充実として「いじめ、悪ふざけへの対応ができています」という質問に対しまして、生徒、保護者ともに約２割の方が「できていない」との結果でございました。

昨年末の県教育委員会調査によると、県内の中学生の７割がスマートフォンを所有しているとのことでございます。そして、近年の若者たちの交流手段は、音声通話よりもＳＮＳの活用が圧倒的に多くなっている状況でございます。ある自治体でございますが、「いじめ・自殺防止対策」をＬＩＮＥで受け付けたところ、電話で相談を受けていた２年間分の件数を２週間で上回ったことを発表しているところでございます。

そこで、いじめ相談の体制づくりの一環として、開成町でもＬＩＮＥやアプリを利用するなどＳＮＳを活用した相談事業を推進するべきと考え、次の事項を問いたいと思います。①町内小・中学校におけるいじめと思われる事案の状況と対策は、②いじめの早期発見の手段としてＳＮＳを活用しては。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

平成２５年度に制定されたいじめ防止対策推進法によるいじめの定義は、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった

児童・生徒が心身の苦痛を感じているものであり、起こった場所は学校の内外を問わないとされております。

開成町教育委員会では、国の動きを受け平成26年8月に開成町いじめ防止基本方針を策定し、平成30年3月に見直しを行いました。学校では、教育委員会からの指示を受けて各学校のいじめ防止基本方針の改訂を行い、いじめに対策に取り組んでいるところですが、いじめに対しては早期発見、早期対応が求められており、教職員、児童・生徒が一体となって取り組むことを重要視して取り組んでおります。

それでは、一つ目の町内小・中学校における、いじめと思われる事案の発生状況と対策はについて、お答えいたします。

文部科学省では、実態の把握のために年間を通じて各年度、調査を年1回、実施しておりますが、それとは別に、神奈川県では1年間を2期に分け短期調査を実施して状況把握を行っており、この調査において、いじめの認知件数を県内の各学校が報告を上げているところでございます。これは、学校がいじめられたとする児童・生徒の立場に立って、いじめを発見、対応した件数であり、神奈川県全体のいじめの認知件数は、平成29年度の調査では平成26年度調査と比較して約3倍の件数となっております、この傾向は本町でも同様でございます。

ただし、この調査では、いじめ防止対策推進法により、社会通念上のいじめだけでなく、行為の対象となった児童・生徒が心身に苦痛を感じたのであれば、いじめと認知することとなり、「悪口を言われた」といったものも定義に合致すれば件数に計上することとなっております。つまり、この調査結果は、単純にいじめ自体の件数が3倍に増えているというのではなく、学校が積極的にいじめの認知、発見に努めた結果でもあるということであり、このことは肯定的に捉えているところでございます。

開成町教育委員会の対策といたしましては、町単独で職員を雇用したり神奈川県の制度を活用したりして、より多くの人を配置することで相談しやすい環境を整えています。もちろん、学級担任はアンケート調査、個別面談、生活ノート、家庭訪問等を実施して、いじめの発見に日々努めておりますが、児童・生徒にとって担任以外にも相談しやすい人がいることが、より効果があると考え、特別な人員の配置に重点を置いてございます。

具体例といたしましては、神奈川県へは子どもたちの心の悩みの相談に対応するスクールカウンセラーの重点配置を依頼し、中学校に週1日、小学校に週1日、派遣していただき相談活動を行ってございます。この配置は、近隣の町と比較すると2倍の配置となっております。さらに、県に対して学校や日常生活での悩みを福祉的な立場で解決するスクールソーシャルワーカーの派遣も依頼し、生徒の環境面への支援も行っております。

また、文命中学校には「みんなの教室」と呼ばれる別室指導室を設置して、学級でのトラブル等で教室に入れないう生徒のために相談や学習ができる場を整えておりますし、何らかの理由で学校に行けなくなった子どもが通う適応指導教室には2名体制で支援を行えるよう、児童・生徒が相談しやすい環境を整えてございます。

そのほか、学期ごとに児童・生徒担当者会議を開催し、幼・小・中学校での状況共有を図るとともに指導の徹底を図っておりますし、各学校でのいじめの認知件数、態様、発生時期等をまとめ、分析を行って、発生の多くなる時期などを町の園長・校長会でも伝え、指導の強化を図ってございます。

一方で、学校では、校長、児童・生徒指導担当者を中心に職員全体でいじめに対する共通理解を持ち、児童・生徒が主体的にいじめ防止に取り組む様々な活動を行ってございます。

開成小学校では、児童会主体による話し合いを行い、学校としてのスローガンを決定し、そのスローガンのもと行動するよう児童会から働きかけ、7月のいじめ防止週間に各学級でいじめ防止についての話し合い学習を行うよう、年間計画に位置づけ実践したりしております。開成南小学校では、ふれあいタイム（長昼休み）を利用して集団での遊びを奨励したり、ふれあい給食として他学年などと交流し一緒に給食を食べたりすることで、児童の交流機会を多く持つように工夫してございます。

文命中学校では、「他人（ひと）の良さ、分かるあなたの人の良さ」を合い言葉に、自己有用感を高める声かけ運動を実施してございます。また、「NYG（日本一優しい学校）プロジェクト」と称し、有志のボランティア活動をする仲間づくりである「心洗組」を児童会新聞で募集したり、「NYK（日本一優しい掲示板）」を設置し、「この人のこんな場面を見た」、「いつも～してくれてありがとう」等のメッセージを掲示したりする活動を実施しています。

二つ目のいじめの早期発見の手段としてSNSを活用してはについて、お答えいたします。

今年度、神奈川県教育委員会では、無料通信アプリ「LINE」を使用した相談窓口を開設し、県内の学校から抽出した高校、中学校等101校の生徒、合計約5万8千人を対象に、「平成30年度SNSいじめ相談@かながわ」を試行実施いたしました。この取り組みは、昨年9月10日から23日の2週間実施されたもので、文命中学校も、その旨、生徒に周知し参加したところでございます。

平成30年11月に公表されたこの事業の実施結果では、「電話相談に比べてSNSが相談しやすかった」という生徒が81.4%を占める一方で、「悩み事が解決した」という生徒が36.5%でした。また、SNSは音声でのやりとりがないことから、「家族などに知られる心配がなく、気兼ねなく相談できる」との感想がございました。この結果は、SNSを日頃から使い慣れているといった理由のほかに、他人に知られる心配がないといった点もSNS相談が支持される要因と考えられます。

一方で、課題としては、SNS相談は文字によるやりとりを行うことから、共感、寄り添いを伝えることが難しいとも言われており、SNS相談ならではの工夫が必要とされております。今回の試行では、受託者において相談員の研修等を行い、SNSの特性に応じた相談技法を身につけた専門的な相談員が対応したことも相談者の満足度の高さにつながったと思われることから、高度なスキルを身につけた相談員の配置が重要と捉えております。

S N S相談の場合は、相手の真意を聞き出すまでに時間がかかるといった特徴があり、今回の試行では1回あたりの平均相談時間が1時間28分で、吹き出しの数の平均が58.9回という結果でした。また、重大案件では緊急対応が難しいことも課題として上げられております。神奈川県の方々の今後の方向性としては、S N S相談については様々な課題はありますが、今回の試行で得たデータを踏まえて、その相談体制について引き続き検討を進めていく必要があるとしております。

本町においては、スマートフォンを所持していない子どももいることや、いじめの相談には面識のある話しやすい大人が近くにいることが有効であることから、今後も現在の体制を維持したいと考えておりますが、S N S相談に関しては、神奈川県の方々の動向を見定めながら研究を進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

ただいま教育長から一定の答弁をいただきました。その中で、いじめの定義というのは、かなり広範囲にわたっていることも確認をさせていただいたところでございます。私も、先日、町民の方から、数年前のことなので、もう話せるようになったということで、一つ事例を、ここで再質問に入る前にお伝えをしたいと思います。

その方は、数年前のことということで、お子さんのことを話してくださったお母様でいらっしゃいました。あるとき、部活に何らかの理由で行かれなくなったと。そのときに、お友達から「部活に行ったほうが良いよ」と言われたと。その「部活に行ったほうが良いよ」という言葉だけを聞くと、それがいじめかどうかというところで、先ほどの教育長答弁にありましたように、その子どもがそれによって精神的な苦痛を受ければ、もうカウントされるということで、それはいじめという形で認知ということに、また、学校に相談をされたと。それが、しばらく経って、そのことがきっかけになって不登校になってしまったと。でも、現在は学校に元気に通っているということでございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、教育長答弁の中で、県全体のいじめの認知件数が平成26年から29年の3年間にわたって3倍に増えており、また、それが本町でも同様の推移を見せているというところのお話でございました。認知件数が、確認の中で小・中・高、もしくは特別学級も含めた数値になろうか、その辺は県のまとめ方が様々あるように私も理解しておりますのでございますが、その認知件数の認知率というものをお示し願えたらと思います。県全体と県の平均と本町について、お示しを願いたいと存じます。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

いじめの認知件数ということでございます。神奈川県全体として、県としてのデー

タとしては公表しているものがございます。これについては、小学校1校あたりの平均で18.3件、それから中学校1校あたりで9.4件となっております。町の件数については、このデータ、調査主体のほうで公表してはならぬという状況になってございますので、そちらはちょっとデータの公表は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

了解をいたしました。

数値的なイメージが、それから勘案すると、開成町でも、もちろん、いじめ0というところに向かって動いているわけではございますが、先ほど来、お話がありますように、定義がかなり広くございますので、いじめについては常に向き合って進んでいくという答弁をいただいているところでございます。

先ほど、最初の教育長の答弁の中で、スクールカウンセラーさんが重点的に配置されていると。スクールカウンセラーさんの仕事は、心の悩み、生徒に対しての心の悩みを相談する仕事だよという説明もいただいたわけでございます。また、スクールソーシャルワーカーさんの場合は福祉的なものも含むということで、スクールカウンセラーさん、略してSCと教育現場では呼んでいるわけでございますが、スクールカウンセラーさんに、どうやって子どもたち、もしくは保護者の相談も多いように聞いてございますが、つなぐためのコーディネーター役として教育相談コーディネーターさんが各学校に存在しているかと思えます。資格者によっては養護の先生だったり教務の先生だったり、または担任を持っている先生でも教育相談コーディネーターというものを、資格を取得して、その任に当たっているような状況もあるわけでございますが、この辺、本町におきましては、教育相談コーディネーターさんの状況をお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの教育相談コーディネーターの状況ですが、お答えします。

各学校ともに毎年1人ずつですかね、県に研修に出かけて、教育相談コーディネーターの研修を修了した者がコーディネーターという扱いとして学校にはおります。ただ、生徒・児童の側、あるいは保護者の側からすれば、コーディネーターの先生だけでなく様々な職員に話しかけてこられます。主に窓口になるのは担任が多い、あるいは養教の先生のところが多いかなとは思っておるところですが、いずれにしても、コーディネーターをはじめ様々な先生方が窓口になってスクールカウンセラーにつないでいくということで学校全体での取り組みをしております。

ただ、パターンによっては担任からコーディネーターへ、コーディネーターからSCへというような、その順番制はあろうかとは思いますが、学校全体で受けるよと

いう立場で、そういう体制づくりはしているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

今、学校での様々一体となった取り組みの様子を御答弁いただいたわけでございます。

国のいじめの発見のきっかけということの平成２９年度の発表によりますと、これは神奈川県でも同じカテゴリーの中でいじめの発見についての分析をしているようでございますが、いじめの発見のきっかけを大きく二つに分けて調査報告の取りまとめが国も県もなされております。学校の教職員等が発見する場合と、先ほど、教育長がおっしゃられたように、学校の教職員以外からの情報により発見する場合の二つがあると。神奈川県の様子を見ますと、学校の教職員等が発見するという割合が４５．２％、それ以外の学校の教職員以外からの発見というのが５４．８％という数字が出ているところでございます。

そういう形での様々な角度からのいじめの発見があるわけでございますが、今、スクールカウンセラーさん、それからスクールソーシャルワーカーさんのことにつきまして、最初の答弁でいただいたわけですが、実は、箱根町では定期的にスクールカウンセラーさんとスクールソーシャルワーカーさんを中心とした協議が定着をしていると。県西部におります教育相談コーディネーターの先生方の集まりの中で、「箱根町は良いな」というお話がたびたび出ているということを聞いておるところでございますが、その辺、本町におきましてはどのような状況になっておられますでしょうか、御答弁願います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの相談をする立場の人間が集まるかどうかということでの御質問について、お答えいたします。

本町でも、いわゆる児童・生徒指導担当者会議というものを指導主事が中心となって開催してございます。そこにＳＣが参加する、時間がとればＳＳＷも参加するというので、一応、情報共有体制としては、そのようなことで構築してはございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

本町は満遍なく、そういう会議がなされているということで安心をいたしました。それでは、二つ目の項目に行かせていただきます。

いじめの早期発見の手段として、ＳＮＳを活用してはということで通告をいたしま

した。先ほどの教育長答弁では、SNSの中でもLINEの場合はということで、LINEの場合は重大案件のときには緊急対応が難しいことが県の実態調査で分かったとかというお話もあったわけでございます。

もう一つといたしまして、通告にも上げさせていただいておりますアプリという手法も、千葉県では2017年にアプリを使ったいじめ相談、いじめをストップさせるという事業展開がなされております。これは、事前に研修を積んだ教育委員会の相談員さんや委託先の内部相談員さんなどが子どもたちとやりとりをするわけですが、やりとりは匿名でございますが、アクセスコードで学校と学年は特定できたりとか、生徒が望む場合は学校に注意を促し、望まない場合は学校に報告は行かないと。ただし、暴力や自殺をほのめかすような緊急案件があった場合には、生徒の許可なしで学校に連絡をして、すぐ対応をとるアプリというものの手法がございます。

予算的には、生徒さん1人、年間300円という単価で、県内でも10校がその手法を取り入れておりまして、全国では190校、一昨年が100校と聞いてございますので、国内でも年間プラス90校の導入が進んでいるようでございます。その辺の検討のお考えは、いかがでございましょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（井上義文）

他県の取り組みまで御紹介いただきまして、ありがとうございます。ただいまの御質問にお答えします。

研究は続けさせていただきたいと思っております。どうしても、議員おっしゃるように、子どもたちの意思疎通のツールとして、ああいう電子が、もう最近では切っても切り離せないような事態になっていることも私としては認識しているわけで、そのツールを上手に使った相談というの、ありだなと思ってございますので、研究は続けさせていただきたいと思っております。

ただ、県内7割の生徒がスマホ等を持っているということは、3割は持っていないわけで、その3割の子、例えば、3割を文中に当てはめた場合、500名を超える生徒のうち3割ですから150名ちょっとかな、そういう電子の手段を持っていないということに、数字上ですけれども、先ほど、答弁申しあげましたように、相対の、できるだけ相談体制をこれからも維持していきたいし、今の御提案のある電子の世界も今後ますますなのでしょうから、研究は続けていかなければいけないという認識は持っているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。私も、電子媒体だけに頼るのではなく、やはり人と人と、心を豊かにするような教育の基盤でございますので、

一番は、担任の先生でも担任の先生以外でも、また地域のおじさん、おばさんでも、とにかく、まず、人に声を出して「こんなことをされたよ」というお話ができれば良い状況ではございますが、先ほど、紹介いたしましたアプリというのは、自宅に戻ってパソコンからでも利用が可能という情報もあるところでございます。

先ほど、いじめの発見のきっかけのお話をしたところでございますが、学校の先生以外からという中の54.8%の中に、本人からの訴えが、その大きなカテゴリーの中に含まれている中の数字であったことを申し添えたいと存じます。今後とも、冒頭の答弁でいただいたように、教職員、児童・生徒が一丸となった形で、しっかりと堂々と小さいいじめの芽も見逃さないような体制で臨んでいただけたらと思います。

また、教育委員会の制度も平成27年4月1日から施行された中で、これまでの教育委員会の課題の一つに、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応ができていないということが文科省のところで発表がありまして、今後の教育委員会の改革として、迅速な危機管理体制の構築をするのだということが、大きく、しっかりと載っているようなこともございます。ますます厳しい教育現場でございますが、よろしく対応をお願いしたいと存じます。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

一般質問、通告、2項目目でございます。災害時の備蓄は万全か。

開成町防災備蓄指針には、町の防災備蓄品の方針が示されております。備蓄のための基本とされている災害は、最も被害が大きいと想定される南関東地震、大正型関東地震と言われておるそうでございますが、火災被害が焼失棟数90棟、死者30人、総避難者数1万40人で、そのうち乳幼児、想定される0から3歳児の数でございますが、これは421人としているところでございます。防災備蓄品については、賞味期限を5年としているものが多くございまして、定期的に入れかえる必要があるとして、国は平成28年1月に都道府県宛てに通知を出しているところでございます。

東日本大震災や西日本豪雨、そして熊本地震では、海外からの支援物資として乳児用液体ミルクを受け入れることができ、災害時の物資として需要が高まってございます。主な理由といたしましては、液体ミルクは粉ミルクのようにお湯に溶かす必要がなく、哺乳瓶に移しかえれば開封してすぐに乳児に飲ませることができるため、育児の負担軽減につながっております。また、常温で約半年から1年の保存が可能なのが特徴でございまして、国内メーカー2社から今春にも発売、販売される予定でございます。ここ数日の新聞報道によりますと、1社は3.11、東日本大震災の8年目にあたります3月11日に販売するという報道がなされております。もう一社は3月13日に商品の発表をするという近々の情報でございます。

そこで、本町の災害備蓄品の充実を考え、次の事項を問います。1、防災備蓄品として液体ミルクを配備することは、②賞味期限を迎える備蓄品はどのように有効活用し、またその活用割合は。よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

開成町では、平成22年3月に開成町防災備蓄指針の改訂を行っており、備蓄指針策定にあたっての被害想定は、開成町地域防災計画で想定した南関東地震としております。備蓄品には、食糧、飲料水、トイレ等の生活必需品、機械・工具、その他のものについても定めており、指針での備蓄量の算定にあたっては、発災後にインフラ設備の復旧や応援物資の到着まで、おおむね3日を要すると考えられることから、発災から3日分の備蓄食糧について町で定めております。これらの備蓄品は、広域避難所を中心とした町内23箇所の防災倉庫に計画に従い備蓄を進めております。住民の皆さんには、食糧や生活必需品等については、自助の観点から家庭でも最低3日分、できれば7日分を確保するよう啓発をしております。

では、順次、御質問にお答えします。

1点目の防災備蓄品として液体ミルクを配備することについて、お答えをいたします。

開成町防災備蓄指針では、食糧の詳細についても定めておりますが、乳幼児用の食糧である粉ミルクについては、以前は備蓄品に含めていた時期もありましたが、保存期間が1年半と短いため、平成22年3月の改訂時に町の備蓄品からは外しており、協定や流通在庫により確保することとしております。

御提案にあります液体ミルクについては、粉ミルクに比べて、さらに保存期間が短いため、備蓄食糧には適さないと考えております。また、粉ミルクについては種類も多く、乳幼児が日頃から飲んでいるミルクでないと飲まないことも考えられるため、自助の観点から常に余分に1缶以上を備えてローテーションさせるなど、家庭での備蓄をお願いしていきたいと考えております。

次に、2点目の賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用し、また、その活用割合について、お答えをいたします。

町では、備蓄食糧として主に水やお湯で炊き出しができるアルファ米、種類は白がゆ、五目御飯、山菜おこわがあります、を中心として備蓄をしております。備蓄しているアルファ米の賞味期限は5年であるので、毎年、期限切れになる食数を買いかえるなど更新を行っております。賞味期限切れとなるアルファ米は、毎年、町防災訓練や各地区での訓練時に実際に炊き出して活用をしております。

今年度で申しあげれば、賞味期限を迎えるアルファ米は60箱、3千食ありましたが、9月に実施した町防災訓練時に各自主防災会から配布希望をいただき、51箱、2千600食を炊き出し訓練などで活用していただきました。この結果、活用割合は86.7%となっております。また、11月に実施した環境防災フェアでも、次年度の防災訓練前に賞味期限切れとなるアルファ米350食を自衛隊の協力により試食用として配布し、活用したところであります。

また、備蓄食糧については、賞味期限を勘案した中で、国内で発生した災害時に被災地へ救援物資として活用することも視野に入れており、これからも、できるだけ有

効に活用を図ってまいります

最後になりますが、災害時における備蓄食糧については、公助による備蓄には限界があります。冒頭、申しあげたとおり、最低３日分、できれば７日分の食糧を御家庭での自助による備蓄を、また、自治会をはじめとした各種団体や事業所等による共助での備蓄を、あわせて呼びかけていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

町長から一定の答弁をいただきました。順次、再質問をさせていただきます。

１項目目といたしまして、防災備蓄品として液体ミルクを配備することはについてでございます。先ほどの答弁では、家庭での備蓄をお願いしたいという、粉ミルクですね、そういうお話もあったわけですが、先ごろ国では液体ミルクを災害備蓄にという形の考えを取りまとめまして、２０１９年度に改訂される男女共同参画の視点からの防災復興の取り組み指針に、しっかりと明記することを発表しておるところでございます。それで、全国の自治体に向けて備蓄を促す方針を固めたということが先ごろ発表になったわけでございます。

しっかりと、まずは地域防災計画に液体ミルクを災害備蓄にという形のこと、また、粉ミルクも含めて災害備蓄にという、まず地域防災計画に明記するべきと考えますが、その点についてのお考えをお示してください。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。

今の関係については、先日の新聞報道でというところでございますけれども、まず、液体ミルクの活用等について地域防災計画への明記というところでございますけれども、先ほど、議員が申しあげられましたとおり、２０１９年度に、こちらの男女共同参画の防災復興の取り組み指針というものが改訂されるというところでございますので、そちらを参考にしながら、今後、地域防災計画を改訂する際には、参考といえますか、そういったものを検討はしていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

地域防災計画をつくる際には、それを十分配慮するという御答弁だったかと思えます。

町の備蓄品としては、液体ミルクは、もちろん今はまだ発売されていないわけでございますけれども、粉ミルクの件で先行的に、町内の１４自治会のうち二つの自治会では、既に町より先行いたしまして粉ミルクの備蓄も始まっている状況にあるという

ふうにございます。備蓄という観点から、町の備蓄品、また各自治会単位の中の備蓄品ということでは、粉ミルクというのは現況、即対応できる品かと考えるところでございます。

実は、その点に関しまして、私の地元の防災担当の役員さんに伺いましたところ、昨年夏、町の母子保健安全推進委員会の会議の折に、母子の視点からの備蓄を点検してくださいというお話があったりですとか、あと、ある先行した自治会では粉ミルクをもう備蓄していますよというお話が話題に上がって、早速、うちのパレットガーデンの自治会役員さんは、その声を受けて二つ目の自治会としての粉ミルクの備蓄が配備されたという話を聞いてございます。

町の備蓄品、それから各種自治会における備蓄品との整合性、関連、強化という視点から、どのようなお考えをお持ちか、答弁願います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

その前に、先ほど、お答えした件なのですけれども、地域防災計画に反映というところでございますけれども、それにつきましては、先ほど、町長答弁でございましたとおり、自助の観点がございますので、そういった液体ミルクの自助での備えというものを促すような方向で、そういった観点で検討はしていきたいというところで、訂正といいますか、お願いしたいと思います。

次の町と自治会等の備蓄品の関連についてでございますけれども、これについても、町では防災の関係については各地区の防災部長さんの会議を設けております。その中でも、どこの自治会がどういうものを備えているかというところを知りたいというお声も聞きましたので、今現在、各自治会さんから備蓄品についてのリストをいただいております。それについて、各自治会さんへお示しすることによりまして、うちの自治会でもこういったものを備蓄したほうが良いのではないかなというような御意見も伺っておりますので、そういったところで、町としては、町、自治会、こういったものがそれぞれ備蓄が必要かというところを関連づけてといいますか、そういったところを皆さんと共有しながら、備蓄については進めていきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

今の課長答弁の最初の部分で、地域防災計画の改訂にあたってのスタンスについて、液体ミルクを災害備蓄品に明記するべきかどうかということについては、検討をするということとは変わりがないのかなのか。それも、あくまでも家庭での備蓄をお願いしたいという、その辺がちょっと微妙ニュアンスで。地域防災計画に明記することを前提に検討するという捉え方で良いのか、いやいや、国はそう言うけれども、うちの町はそこまで考えていないと、そういうことなのか、まず1点、そのことを再確認

させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

先ほど、最初の答弁でお答えしましたがけれども、液体ミルクについては、今日も新聞に発表されていまして、国が乳幼児用で認めて発売されるという中の最後のほうに、熊本地震ですか、そのときに液体ミルクを持っていったのですけれども、あまり使われなかったという。やはり赤ちゃんにとって、それぞれ自分が慣れ親しんだミルク、これは液体であっても粉ミルクであっても同じだと思うのですけれども、大人と違って、そういうものだから良いという話ではないのかなと私は感じますし、また、賞味期限が短いということもありますので、町としては自助努力の中で1缶余分に、自分のお子さんの命にかかわることですので、そういう用意をしてほしいという促しをこれからもしていきたいと。粉ミルクと液体ミルクについては、そのように町としては今、考えております。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（鳥海仁史）

ただいま町長からも答弁がございましたけれども、液体ミルクにつきましては、まだ国内メーカーでも2社、ここで生産が開始されるところでございます。小さなお子さん、特に乳幼児につきましては、今、町長が申しあげましたように、普段から使われているようなミルク等によって好き嫌いが出てしまう、あるいはアレルギーの問題等もまだ懸念される部分があるという報道もございます。

そのようなところもございますので、先ほどから申しあげていますように、各御家庭の中で買い置きをいただいて、その買い置きを備蓄品として有事の際には使っていただくという方向で町としては考えていまして、そういうことを啓発していく意味でも地域防災計画の中に書き込んでいきたいというところでございます。

また、協定あるいは流通在庫というところの中で、やはり賞味期限の短いものにつきましては、そういう協定等の中で確保していきたい。あるいは救援物資としてほかの遠方から届くような場合、こういう場合にも、液体ミルクについては有効活用できるような体制を町としてもとっていく必要があるのかなとは考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、部長答弁いただいた中に、液体ミルクについても有効利用するような形のものというお考えがワンフレーズあったわけでございますが、総論的には、開成町としましては、現時点では家庭での備蓄というスタンスであるという答弁をいただいたということで確認をさせていただきました。

先ほど、町長の答弁の中で、今までの震災で受け入れた県外からの液体ミルクにつ

きましては、自治体自身が初めてのことで使い方も分からずにだめにしてしまったという事例があったことも、もちろん存じております。自治体が知識不足のために未使用のまま賞味期限が切れてしまったという状況も、それについても新聞報道されておるわけでございますが、国としては、その辺の使い方も今後しっかりと周知しながら指針に盛り込むように方針を固めたというところの情報でございました。

先ほど来、お話ししました14自治会のうちの二つの自治会は粉ミルクを備蓄品に備えた。その一つの自治会においては、粉ミルクの中でもキュービック式という形の粉ミルクということで、液体ミルク、粉ミルク、様々、こういうものは日々進化していくものでございますので、その辺も調査研究しながら、子どもが増えている開成町でございますので、その点は十分、調査研究をして、検討の題材としてお考えいただけますでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（鳥海仁史）

やはりお子さんの食糧となつてまいりますので、その辺につきましては、今後も、流通在庫あるいは協定先等のことも含めまして、食糧確保という観点から検討はしてまいりたいと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

よろしく願いをいたします。

それでは、②といたしまして賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用されているかということで、最初の答弁の中で代表的なアルファ米について答弁いただいたわけでございます。アルファ米の数ですとか食数ですとか、平成30年度はこれだけ使ったということで、86.7%活用したと。その後、防災訓練にプラス350食という、そういう理解でよろしいのかどうなのか。そうすると結局98%ぐらいになるのかなと思うのですが、何%ぐらいの活用ができて、また、活用できなかった部分は、お金で換算すると、どのくらい廃棄してしまったという部分の数値が出るのか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。

はじめの防災訓練の関係でございますけれども、それにつきましては今年度中に切れるものについて活用したものでございまして、そちらについては、こちらで述べているとおり、86.7%活用しているところでございます。その後、350食については、今度は次年度になりますけれども、大体は防災訓練を目指して購入していますが、そのものが防災訓練前に切れてしまうものがございましたので、それについては

1 1 月に活用したものでございます。ですから、年度としては別となっております。こうしますと、差し引きとしましては9箱について廃棄をした状況でございますけれども、ちょっと金額が今、承知をしてございません。また、後程、お知らせはしたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

やはり廃棄するということは、もう極力避けていただいて、例えばでございますが、4年に一度、開催されるという町民体育大会、そういう景品にするとか、様々なイベントで町民の方、また町内外からいらっしゃる方に差しあげるような、そういう工夫というのが大切ではないでしょうか。いかがでございますか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

お答えいたします。

今現在、アルファ米につきましては、町で購入していますのは1箱50食という大きなくりのものとなっておりますので、ですから1箱をあけてしまうと50食分ということで、ちょっと個々にお渡しするというか、その場で食べていただくようなものが主となりますので、なかなかお配りするものはないのですが、そういった中でも、主としてはアルファ米でございますが、そのほかにビスケット等もございますので、そういったものも賞味期限が来るものについては試食といいますか、そういったところで活用はしていきたいと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

試食で活用するという答弁でございますが、やはり廃棄するという言葉が大変に気になるところでございます。町長、いかがでしょうか。せっかく前もって様々な行事があるわけでございますので、その点、廃棄することなく有効に景品等にイベント等で提供するという考えはございますか。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

前田議員の言われるとおりだと思います。多分、アルファ米は、こういう大きな50人分というので、個別に配れるものではないので、それは、できるだけ自治会等でも配ってもらうように。配ってもらうというか、使ってもらわなくてはいけないのですね。小さいものだと、個別に一人一人に渡せるものについては、必ず廃棄がないようにということで。各自治会によっては、町のそれとは違いますけれども、福祉部で

花見会のときに、そういうものを使って提供するとか、様々な工夫をしながら無駄にならないようにということで使っておりますので、町としても当然、率先して、廃棄などということがないように、これからも考えていきたいと思っています。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

賞味期限について、今、議論させていただいているわけですが、そのほかに電池ですとか使い捨てカイロ、そういうものも賞味期限があるものがございますので、それもあわせて、そういう賞味期限に対して管理をしっかりして、廃棄ということがないように管理をしていただきたいと思います。

私、今年になりまして様々な防災の講演会に行きましたところ、「女性の視点からの備蓄」というタイトルで神奈川県が開催したＮＰＯ法人の方の講演会に行ったところ、非常用持ち出し袋を背中にしょって防災備蓄ピクニックとか防災ピクニックとかという形をやっていますよという。ＮＰＯの主催の方は厚木にお住まいのヤングママさんでしたけれども、先日の浸水対応訓練にも、しっかりと非常用持ち出し袋を背中にしょって歩いておられた町民の方もお見受けするところがございますが、そういう非常用持ち出し袋を実際に使った形の、できる範囲で、やれるところから、そういう具体の防災備蓄品を身近に感じるようなイベント開催のお考えはいかがでしょう。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。

実践的な訓練につながる部分だと思いますので、そういったところも視野に入れながら、今後は訓練に生かしていければと思います。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

ぜひ、様々なメニューを取りそろえる形で、様々な視点から町民にアプローチするような防災訓練、防災備蓄というものの研究促進を図られていただきたいと思います。

先ほど、様々、備蓄のお話の中で、家庭で備蓄をしてほしい、家庭でというお話も様々出たわけですが、東京都が発表しております誰にでもできる日常備蓄という項目の中に、大きく二つに分けて家庭内避難での視点と家庭の外での避難の違いを考慮しながら、少し多目の買い置きが日常備蓄であると。日常備蓄というものを重要視した形の備蓄の視点もしっかりと訴える必要があるという冊子があって、私も購入して読ませていただきました。

冷蔵庫も食糧品備蓄になるよとかということとか、オール電化生活の人にとってはキャンプに行くときに必要なランプなんかもしっかり入れておかななくてはだめだよとか、また、ひとり暮らしの方の場合はコンビニが唯一の台所になるような方が多い

わけですが、そういうことも大事だという話があったわけですが、日常備蓄についてのキャンペーン、啓発というものを何か取り上げるという形のお考えはございませんか。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

お正月の出初式の日には地元の事業所の協力を得て、毎年、今回で言えば具体的にはマックスバリュさんと連携をして、普段、食べるものをきちんとセットにしたものを毎年1回、送ってくれるのです。情報として。そのような仕組みがきちんとあります。それは防災用の食糧ではなくて、普段、使っているものをきちんと定期的に入れかえができるような仕組みとして、今、静岡でやっていて、それを地元の開成町のマックスバリュさんもPRで、そのときに、出初式の日にはPRをしていただいておりますので。そういうものも含めて、家庭の皆さんも、できるだけ無駄がないような食糧の備蓄として、そういう仕組みが今はできておりますので、そういうところをもう少し町民の皆さんにPRをしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。時間が迫っていますので、簡潔にお願いします。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

先ほどの廃棄した部分の金額となっております。購入した金額でございますけれども、五目ですとアルファ米1箱50食分で1万4千000円になってございますので、そちらで9箱と換算しますと12万6千000円という金額となっております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

12万6千000円、大きな数字だと思います。その点も勘案しながら、日常備蓄、家庭でできる備蓄、様々な視点から備蓄についても町民に啓発を促していただきたいと、また、それが様々な提案がなされることを期待いたしまして私の一般質問を終わります。